資料７－２

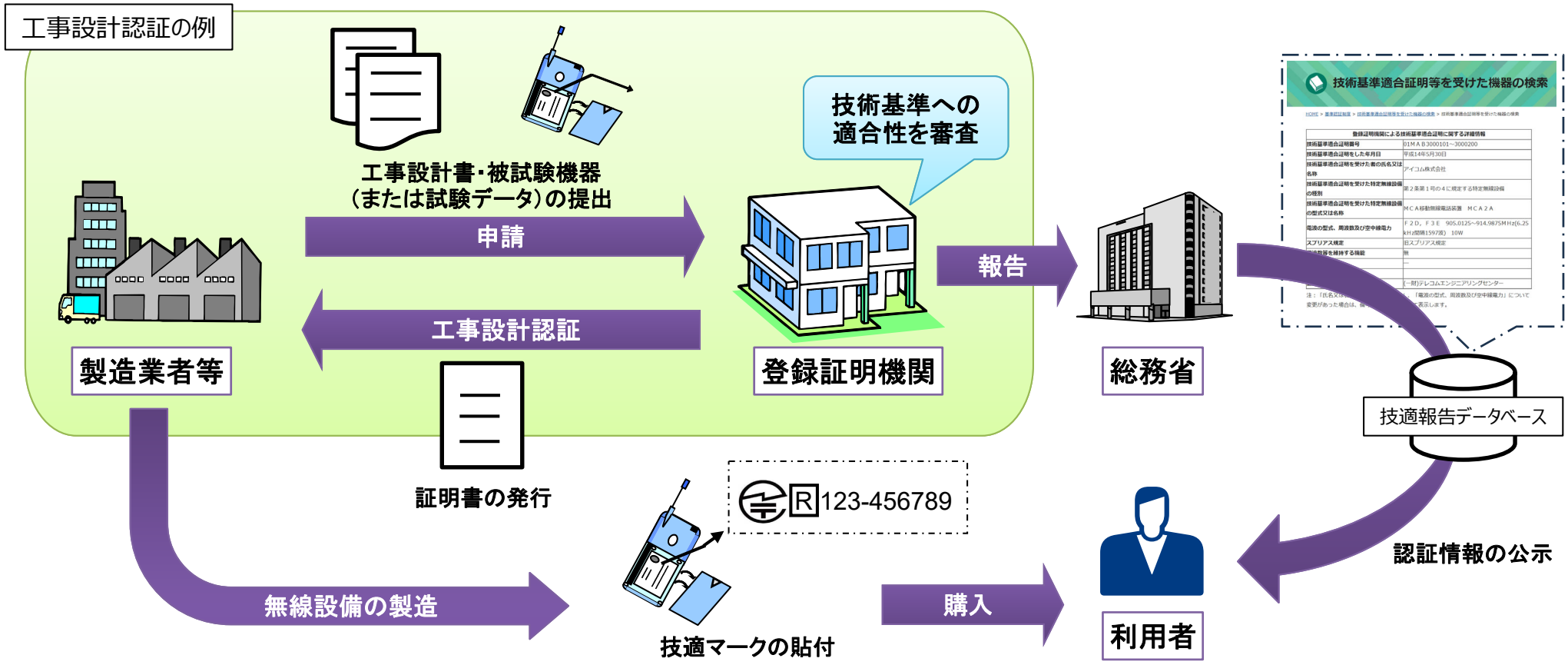
総務省

技適マークに係る制度の概要と現状の課題

令和８年１１月６日
事務局

技適マーク（認証表示）の役割

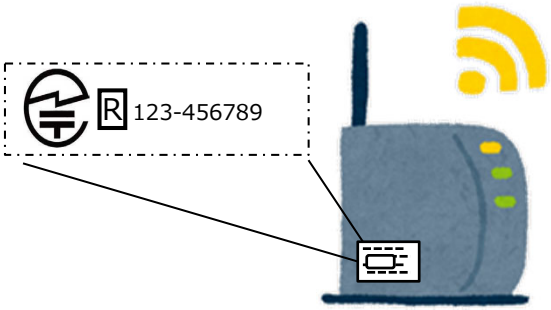
- 技適マークは、電波法令で定める技術基準に適合している無線設備であることを証明するマークであり、技術基準適合証明又は工事設計認証（以下「技適等」という。）を受けた無線設備に付される。
- 技適マークが付された無線設備は、法令上「適合表示無線設備」として扱われ、無線局検査の省略（簡易な免許手続き）、包括免許あるいは免許不要といった特例措置を受けることが可能となる。
- 技適マークは、「ロゴ、「R」（四角囲み）の表記及び番号」から構成され、その番号によって一意の工事設計の特定が可能となる。
- 特定無線設備における工事設計とは、無線設備の構成や無線の特性に係る諸元を示す工事設計書のほか、無線設備系統図、部品配置図等の無線設備の仕様に係る全ての情報を指す。なお、工事設計書の記載事項のうち、電波の型式、周波数及び空中線電力は、電波監理上、必要な要素であることから、公示の対象としている。



技適マークの表示方法

- 技適マークの表示方法は、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（証明規則）で定められており、①無線設備本体への表示、②本体ディスプレイによる表示、③外部ディスプレイによる表示の３つがある。
- 適合表示無線設備を組み込んだ製品（組込機器）の製造者・販売者は、適合表示無線設備に付されている技適マークと同一の表示を組込機器に表示することができる。

① 無線設備に直接表示
（証明規則第20条第１項第１号）



ラベルの貼付・銘板への刻印

② 本体のディスプレイによる表示
（証明規則第20条第１項第２号）

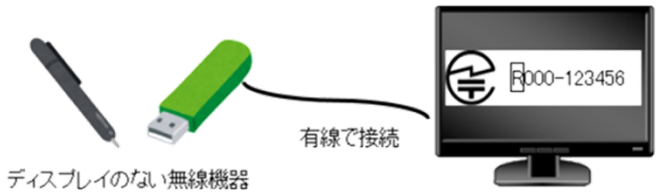


＋



取扱説明書等において表示方法を明記

③ 外部ディスプレイによる表示
（証明規則第20条第１項第３号）



＋



取扱説明書等において表示方法を明記

体内に植え込まれた又は一時的に留置された状態で使用される特定無線設備*その他の当該表示を付すことが困難又は不合理である特定無線設備については、取扱説明書及び包装又は容器への表示も可能。



＋



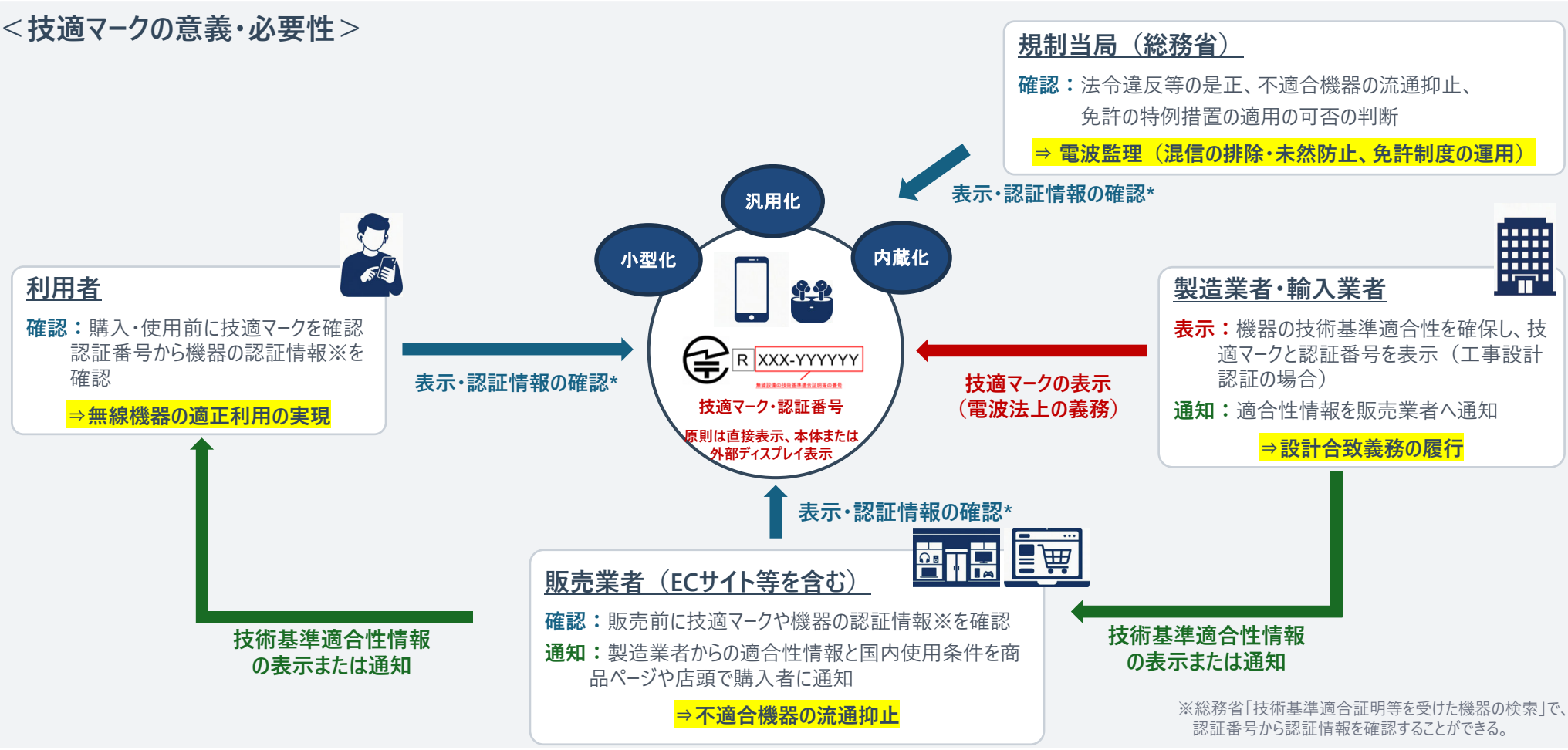
取扱説明書　包装又は容器

＊特定小電力無線局の医療テレメーター

現状の課題①(無線設備や組込製品の多様化に伴う対応困難なケースの発生)

- 無線機器の汎用化、小型化、内蔵化が進み、家電製品、ウェアラブル機器、医療機器、自動車など多種多様な用途での使用されることを目的に、さまざまな大きさ・形状・材質の無線機器が製造・販売されるようになり、技適マークの表示の困難性が増している。
- 一方、組込機器や技適マークの表示がない無線機器の市場への流出によって、無線機器の販売者、利用者が技術基準適合性を確認できず、販売・使用を控えるといった不利益を被る事態が生じている。
- 技適マークの表示方法の見直しにあたっては、無線機器の製造者、販売者、利用者及び規制当局のそれぞれのステークホルダーにとっての技適マークの意義・必要性を損ねないことを念頭において検討する必要がある。

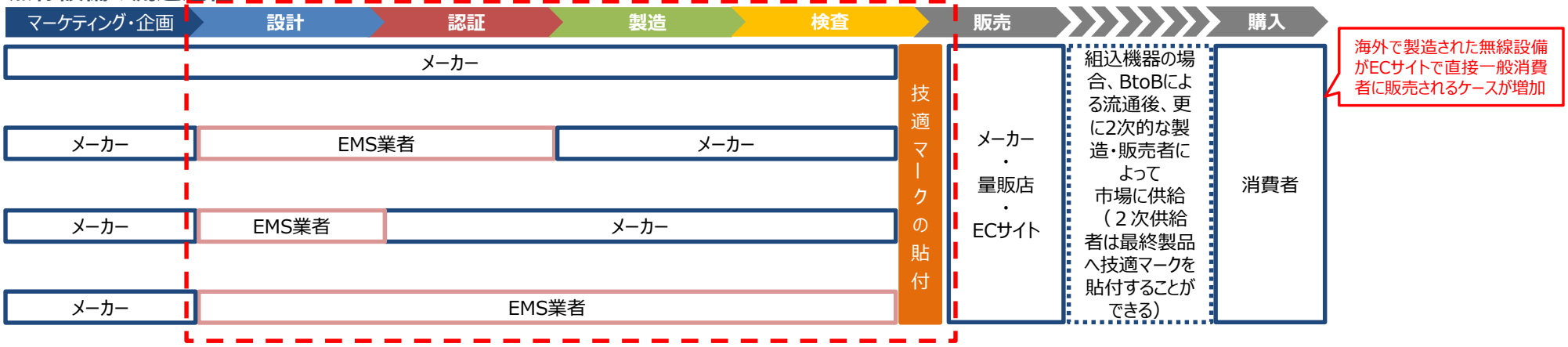
＜技適マークの意義・必要性＞



現状の課題②(電子商取引（EC）販売の増加)

- 環境の変化
 - サプライチェーンのグローバル化で無線機器の設計・製造工程が多様化し、海外製造・海外認証製品の流通が拡大
 - 家電製品やウェアラブル機器のように無線設備を組み込んだ電子機器が増加
 - 電子商取引の普及に伴い、消費者が直接購入可能な販路により海外製造の無線設備が国内市場に多く流通
- 発生している課題
 - 海外製造の無線設備の中には、日本での販売が想定されておらず、技術基準適合性が確認できない製品が流通
 - 技適等を取得した無線設備（モジュール）を組み込んだ電子機器でも技適マークが確認できないケースが多発
 - 利用者が技術基準適合性を確認できず、適法な利用や購入判断が困難
 （技適マークがないことを認識し使用控え／混信を与えた際に利用停止を余儀なくされる　等）
- 想定される影響
 - 利用者が、使用控えを余儀なくされる、電波法違反等の不利益を被るおそれ
 - 混信発生時に、製造者や混信源の特定が困難なため、さらなる被害の拡大等
- 今後の検討課題
 - 技適マークの表示がない無線機器の流通抑止に向けた方策の検討

＜無線設備の流通過程＞



※EMS（ElectronicsManufacturingServices）：　電子機器製造受託サービスと呼ばれる、製造工程等を専門企業が受託するサービス。

「困難又は不合理」に係る現行規定及び解釈

- 現行制度における**「困難又は不合理」**な場合の例外規定
 - 技適マークは無線設備本体への表示を原則としているが、表示を付すことが**困難又は不合理**である特定無線設備については、例外的に**取扱説明書及び包装又は容器への表示**が認められている。
 - ※ 平成17年の制度改正
 - 「困難又は不合理」な場合の例外規定を導入
 - 体内植込み型又は一時留置型の無線設備を対象に導入
 - 主に医療テレメーターを具備したペースメーカー等を想定
 - ※ 平成26年の制度改正
 - 告示による限定列挙を廃止
 - モジュール状無線設備の増加等を踏まえ、表示スペースを十分確保できない無線設備にも適用可能な制度に見直し
 - 現行の例外規定が認められている理由
 - ✓ **取扱説明書への表示**：取扱説明書が無線設備の使用において必須のものであり、**無線設備と一体のもの**として扱われているため
 - ✓ **包装又は容器への表示**：利用者が**使用前に技術基準適合性を確認できる**ようにするため
- **「困難又は不合理」**に係る一般的な解釈
 - **「困難」：製造者以外の者が見ても明らかに表示が困難であると認識されるもの**

 （例：非常に小さな機器で物理的な表示スペースがないもの）
 - **「不合理」：表示しても十分な確認効果が得られないもの**

 （例：体内植え込み機器等）

技術基準に適合しない無線設備の流通抑止に係る現状の取組

- 総務省が令和2年12月に公表した「技術基準不適合無線機器の流通抑止に係るガイドライン」は、無線機器の製造業者、輸入業者及び販売業者（製造業者等）の努力義務と無線機器を商品として掲載しているインターネットショッピングモールの運営者における自主的な取組を明示しており、双方が本ガイドラインを遵守することで、技術基準不適合機器の流通抑止や無線機器の流通における適切な情報提供の確保等を目的としている。

技術基準不適合無線機器の流通抑止に係るガイドラインの概要

無線機器製造業者等の努力義務

①無線機器の技術基準への適合性確認
②技術基準適合証明等の表示、工事設計合致義務の履行（製造、輸入）
③技術基準不適合機器の取扱いの排除
④技術基準適合性情報の出荷先への通知・確認対応措置、購入者への通知
⑤技術基準不適合機器リストにある無線機器の不輸入・不販売
⑥技術基準不適合機器の総務省への通知の実施
⑦技術基準への適合性に疑義のある場合の措置

インターネットショッピングモール運営者の取組

①出品者による技術基準への適合性確認の要求
②出品者による技術基準への適合性情報の表示の要求
③技術基準適合性情報が適切に表示されていない場合の掲載中止
④技術基準不適合機器リストにある無線機器の掲載中止
⑤技術基準への適合性に疑義のある場合の措置
⑥規約への反映

技術基準に適合しない特定無線設備の流通抑止に係る総務省の取組

市場に流通する特定無線設備の調査

- 国内において流通している特定無線設備を一般の流通ルートから抽出し、特性試験により電波法で規定する技術基準への適合性を調査
- 技術基準に適合しない特定無線設備について、審査を行った認証機関への調査等を行い、不適合機器が流通した要因等を調査

不適合機器リストの公表

- 市場調査等により技術基準不適合が確認された特定無線機器を公表
- 販売者や利用者へ注意喚起

電話相談窓口の設置

- 基準認証制度等に関する一般利用者、販売者等からの問合わせに対応する専用窓口を設置
- 不適合機器に関する通報に対しては、販売者や認証取扱業者への調査等を実施

＜不適合機器リスト（電波利用ポータル）＞

特定無線設備の基準認証制度における技術基準への不適合等の事例

総務省では、本ホームページにおいて、技術基準への不適合等の事例を公表しています。本ホームページ、認証取扱業者等による情報等を通じ、利用している特定無線設備の技術基準への不適合等を確認した場合には、速やかに販売業者等に問い合わせ、その後の対応をご相談ください。

技術基準への不適合等が確認された特定無線設備の一覧

認証取扱業者等	特定無線設備名（型式又は名称）	認証番号等	不適合等の概要及び対応
Arcadyan Technology Corporation	ST4206	201-190786	• セット・トップ・ボックスのリモコンについて、認証工事設計に合致していないものを製造・販売していたことが判明したもの。 • 認証取扱業者において、当事象の改善がなされるよう、ソフトウェアアップデートを実施。 • 関連URL（https://sumitomoelectric.com/jp/sites/japan/files/2023-05/download_documents/post2023_3.pdf）

技適マークの表示がない事例（ECサイト）

- ECサイト等で販売されている無線機器において、以下に示す事例のように、技適マークが適切に表示されていないケースや技術基準適合性を確認できないケースが存在。
 - 認証を取得していると思われるが、本体に技適マークを表示していない
 - 本体に技適マークが表示されているが、周波数等が認証番号から得られる情報と一致していない
 - 技適マークが適切に表示されていない（認証番号がない等）
 - ECサイト上で、技適マークの有無や技術基準適合性情報が確認できない

事例1：ワイヤレスイヤホン

認証を取得していると思われるが、本体等に認証情報が表示されていない。

＜詳細＞

- 販売ページにてBluetooth機能を謳っている。
- 本体・販売ページともに技適マークや認証情報等の表示が無い。
- 製品の品番から検索した認証情報に、設備の型式（品番）や周波数が一致する設備が存在。

事例２：FMトランスミッタ

本体等に認証情報が表示されているが、認証番号から検索した認証情報にない電波の発射を謳っている。

＜詳細＞

- 販売ページにてWi-Fi、Bluetooth、FM送信機能を謳っている。
- 本体に技適マーク及び認証番号を表示。
- 認証番号から検索した認証情報にFM送信機能が含まれない。（Wi-Fi、Bluetoothのみ含まれる。）

事例３：ワイヤレスマイク

本体には技適マークのみが表示されている。

＜詳細＞

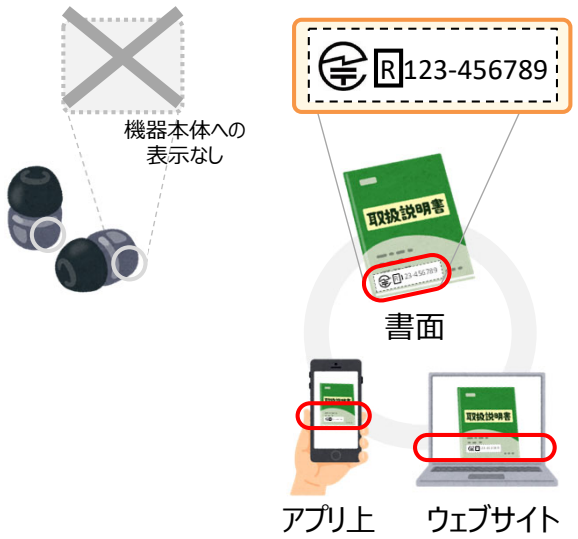
- 本体には技適マークのみが表示されており、認証番号等の表示がない。

検討の進め方①（無線設備や組込製品の多様化に伴う対応困難なケースの発生への対応）

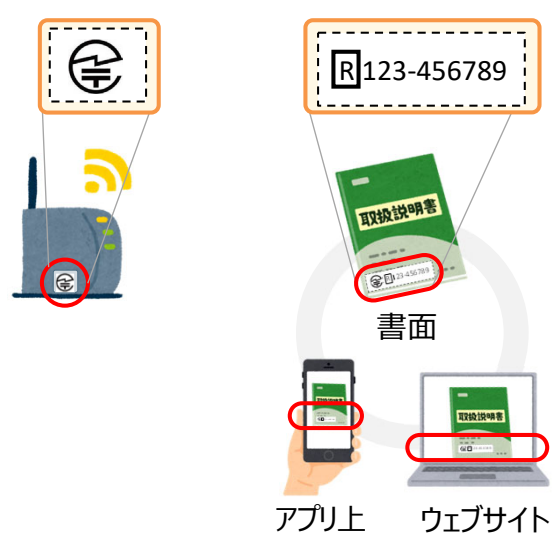
- 技適マークは、技術基準への適合性を証するものであり、**製造者以外の者によって容易かつ恒久的に視認性が確保できるものでなければならない**ことから、機器本体への表示が望ましく、諸外国においても機器本体への表示（電磁的表示を含む。）を原則としている。
- **表示方法をやみくもに増やすことは、製造者、販売者及び利用者の混乱を招き、また、規制当局による監視が困難となることから好ましくない**ため、**困難又は不合理な場合の表示方法と一般的な表示方法は明確に分けることが適当**と考えられる。
- 困難又は不合理の場合の表示方法としては、書面に限らず、ウェブサイトやアプリケーション上での掲載も含めた**取扱説明書のみへの表示（下図(i)）**が考えられる。
- 一般的な表示方法としては、機器本体への表示自体は可能であることが前提となることから、**ロゴと認証番号の分離表示（下図(ii)）**や**二次元コードでの表示（下図(iii)）**が考えられる。

技適等の新たな表示方法のイメージ

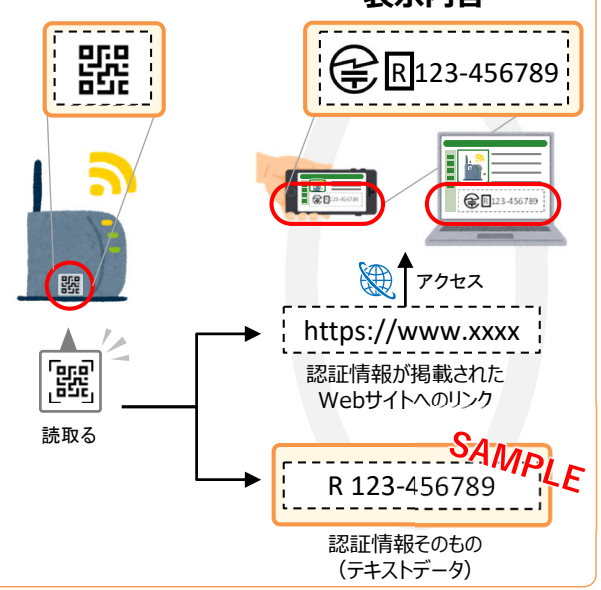
（i）ウェブサイトやアプリ上での表示



（ii）ロゴと認証番号を分離した表示



（iii）二次元コードでの表示



機器本体への表示は可能であることから、一般的な表示方法として検討することが適当。

検討の進め方②（電子商取引（EC）販売の増加への対応）

電波有効利用委員会報告書（無線設備の認証の在り方）において今後の検討課題として示された以下の事項について、電波有効利用委員会報告書（電波監視の在り方）において示された「基準不適合機器への対応強化」の内容を踏まえ、基準認証制度の対象となる特定無線設備の流通抑止の観点から具体的な方策を検討する。

①ECサイトにおける特定無線設備の技術基準適合性に関する情報の提示の推進

②試買テスト等による特定無線設備に対する市場監視の改善・強化法について検討

- ✓ ①については、ECサイトにおいて利用者が**購入前に技適マークの表示を確実に確認できるような仕組みについて検討**
- ✓ ②については、**特定無線設備の市場調査や不適合機器リストの公表の在り方について検討**

対応強化に向けた3つの柱　③基準不適合機器への対応強化

68

■ 流通段階の対策を強化するため、試買テスト等の強化、ECモール事業者との連携強化等を推進

1. 試買テスト・市場モニタリングの強化

●販売動向や混信リスクを踏まえて対象機器を拡大する等、試買テストの強化

・ECサイトでの販売動向を加味するとともに、近年の監視業務の結果や電波障害分析の知見を活用しつつ、混信の発生状況や傾向、リスク等を把握しながら、試買テストの対象を決定。直近の状況を踏まえ、年度ごとに柔軟に対象を見直しながら推進。（令和７年度試買テストにおいて、先行してドローンの重点的な調査を開始）。また、消費者団体等の他団体への基準不適合機器リスト等の情報共有を含めた連携を強化。

●販売状況を把握する市場モニタリングの開始

・市場モニタリングとして、販売状況調査を強化し、不適合機器の販売状況を継続的に把握するとともに、販売事業者等に対応を促す取組を推進。

2. ECモール事業者等との連携強化

●試買テスト等の効果的な運用のためのECモール事業者等との連携強化

・ECモール事業者等との情報交換や連携を深め、総務省における試買テストをはじめとする取組の効果的な運用や改善に繋げる。また、技適マークをはじめとした制度の利用者・販売事業者への周知・啓発を強化に繋げる。その際、販売経路等の実態を捉え、実効性のある取組を推進。

●販売時の技適情報の活用促進や利用者への適切な情報提供の推進(ガイドラインの見直し等)

・販売時の技適情報(認証番号等)の提示を推進する。専ら海外で使用するもの等、例外的に適合性が確認できない機器を販売する場合においては、電波法上のリスクについて消費者への適正な情報提供を目指して、販売事業者やECモール事業者を対象としたガイドラインの見直し等を通じた理解しやすい表現での確実な情報伝達を推進。また、必要に応じて規制対象や努力義務の見直しを検討。

3. 周知啓発活動の強化

●ECサイト利用やインバウンドによる持ち込み無線機器に対する注意喚起の強化、取締状況の周知強化

・ECサイトを通じた一般利用者による外国規格の無線機器の購入、訪日外国人による無線機器の持込みをはじめ、近年の不適合機器の利用に至る具体的な状況をターゲットとした注意喚起や、不適合機器を利用した場合の影響度や罰則対象となるといった利用者のリスクの明確化、インターネットターゲット広告の更なる活用等を通じて、周知啓発活動を強化する取組を推進。

・不法無線局の取締を着実に推進するとともに、具体的な取締事例や混信事例の周知を強化し、利用者の理解促進に努める。

●集中的で効果的な周知啓発活動の実施、電波教室の活性化

・技適マークをはじめとした制度のより一層の認知度の向上を目指し、他分野のグッドプラクティスや専門家からの助言も参考としつつ、著名人とのコラボレーションや短期で集中した動画配信、テレビスポット放映を実施するなどの情報発信手法について検討し、認知率向上の取組を推進。

・リーチ拡大を目指し、従来、公民館や学校等で開催している電波教室について、不特定多数の人出が見込めるショッピングモール等における試行的な開催や、デジタルコンテンツ化を推進。

電波有効利用委員会報告書概要（電波監視の在り方）より抜粋